

2021年4月23日

東京都知事 小池百合子 殿

東京都労働組合連合会執行委員長
西川晋司

2021年一時金の「支給対象・割合・加算制度」の改善に関する要求書

昨年の不当な人事委員会勧告と報告のもと、年末一時金が引き下げられ、給料表の改定見送り・例月給の据置きが事実上5年連続し、ベースアップなしで新年度を迎えた東京都職員にとって、一時金の改善は切実で強い要求です。

なかでも、一時金の「支給対象・割合・加算制度」の改善は、休業取得などにより一時金が減額されてしまう育児・介護の事情を抱える職員にとって切実な要求です。少子高齢化が進むもとで、育児・介護の事情を抱え、仕事との両立を図る必要がある職員を収入面から支えることは重要な課題です。この間の画定交渉により、病気休暇の期間を在職期間から除算しないこととする期末手当の除算制度の見直しが行われるなど、要求の前進を図ってきましたが、さらなる制度改善が必要です。

また、上位級への承認の道が閉ざされ、現行の職務段階別加算の対象外となっている実習教員・寄宿舎指導員にとって、経験年数を基準とした職務段階別加算制度導入の要求は切実です。

コロナ禍の中で、私たち職員が安心して都民本位の都政をすすめる仕事ができるよう、下記のとおり、一時金の「支給対象・割合・加算制度」を改善することを要求します。

記

- 1 育児休業を取得した期間を期末手当の在職期間から除算しないこと
- 2 育児休業を取得した期間、部分休業及び介護休暇・介護時間により勤務しなかった期間の全期間を勤勉手当の勤務期間から除算しないこと
- 3 一定の経験年数を基準とした職務段階別加算制度を導入すること
- 4 「基準日主義」を廃止し、支給期間中の勤務実績等に応じて一時金を支給すること